

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)	
地域名 (地域内農業集落名)	神出地区 (南上集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月13日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現在、南上地区では主食用水稲のほか、家庭用の野菜栽培などの近郊農業が行われている。後継者が不在な農地も多く、新たな農地の受け手を確保する必要がある。  
 ・農家の高齢化と人口減少を起因とした、法面や畦等の草刈り作業といった作業が困難になってきている。  
 ・今後は耕作放棄地の増加が懸念されるため、さらなる農地の集積・集約及び新たな農地の受け手の確保が必要となっている。  
 ・集落内の人口減少も顕著になってきており、インフラ管理をはじめとする共同作業ができなくなってきた。  
 ・機械や資材の高騰をはじめ、労働時間や労働環境から考えて、子供が今後農業の担い手となる可能性は低く、今後の農地の管理に不安がある。  
 ・イノシシが耕作地を荒らすなど被害が大きくなってきているが、電気柵などを設けるにあたり資金面で課題がある。  
 ・農業の収入では新しい農業機械を購入することも既存の機械の修理もできない。そのため、機械が壊れたら農業をやめざるを得ない。また、燃料や肥料などの資材費が近年特に高騰しており農業を継続することは困難になってきている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲を主要作物としつつ、軟弱野菜や家庭用作物の生産を行いながら、農地の集積・集約を行いながら新規就農者や農業法人を募っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積(南全体・南上含む)	39.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・耕作できなくなった農地など段階的に集約化していき農地の団地化や面積の拡大を図りつつ、企業の農業への参入をすすめていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地バンクに貸し付けを行いながら、営農を継続するエリアと農業の継続が難しいエリアの棲み分けを行い、段階的に集約化をすすめる。
(3)基盤整備事業への取組方針
・必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・農会を中心に農地の集積・集約の意向と同意を取りまとめる。 ・関係機関と連携をしながら地区全体を維持管理する新規就農者や企業の発掘と受け入れを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じて、草刈りや耕作等の作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。